

## 1 目的

電子データによる議会関連資料等の伝達及びペーパーレス会議の運用に際し、必要となるタブレット型端末及び通信サービス等を利用することを目的とする。

なお、本業務の遂行には、事業者によって多様な手法の提案が期待されるとともに、専門的な技術やノウハウが必要となることから、委託業者については、公募型プロポーザル方式に基づき募集及び選定を行うこととする。

## 2 概要

### (1) 業務名称

議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務

### (2) 業務内容

タブレット型端末及び通信サービスを提供するとともに、安定的に通信サービスの使用が行えるよう補償サービス等の提供

### (3) 仕様等

別紙仕様書による

### (4) 契約期間

令和5年8月1日から令和8年7月31日までとする。但し、令和5年7月1日から令和5年7月31日まではタブレット機器製品の納入及びキitting作業等の準備期間とする。

なお、諸事情により端末入荷が遅れる場合は、協議のうえ決定する。

### (5) 契約期間の見積限度額

8,516,640円(税込み)

### (6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 3 参加資格

実施要領の公表時点から契約の締結時点までにおいて、次のいずれにも該当する者

- (1) 九州内に営業拠点(支店や支社、事務所等)を有し、本市への行き来が容易であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領(平成17年告示第103号)の規定による指名停止処分期間中でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の破産手続開始の申立てが行われている者若しくは決定を受けた者でないこと。
- (5) 通信サービスの提供は、当該移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している事業者であること。(同電気通信事業者の販売代理店であって熊本県内に事業所を開設している販売代理店を含む)

(6) 玉名市公共工事請負契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年告示第25条）に該当しないこと。

(7) その他関係法令、規則等に違反していないこと。

#### 4 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、次のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び休日など、玉名市の休日を定める条例に指定する市の休日には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは、参加者の状況、審査の進捗状況等により若干変更する場合がある。

##### 契約締結までのスケジュール

No.	内容	期日
1	公告	令和5年4月17日（月）
2	質疑の受付	令和5年4月17日（月）から 令和5年4月26日（水）まで
3	質疑に関する回答	令和5年4月28日（金）予定
4	提案書等の提出期限	令和5年4月17日（月）から 令和5年5月2日（火）まで
5	参加資格審査	令和5年5月2日（火）予定
6	提案内容の審査	令和5年5月12日（金）予定
7	事業者の決定通知及び契約の締結	令和5年5月15日（月）予定

#### 5 提案書の提出等

参加表明する者は、提案書とともに、以下の添付書類を提出すること。なお、参加資格確認の基準日は、提案書の提出日とする。

##### (1) 提案書の様式

提案書は、別に定める様式とする。

##### (2) 提案書等の提出

提案書及び添付書類の提出は、以下のとおりとする。

ア 提出期限：令和5年5月2日（火）      イ 提出内容：提案書1部を持参及びメール

ウ 提出方法：持参又は郵送とする。

##### (3) 見積書の提出

見積書の提出は以下のとおりとする。

ア 提出期限：令和5年5月2日（火）      イ 提出場所：議会事務局

ウ 提出書類：事業費総額を明記した見積書（任意様式、税込み）を1部

## 6 質疑回答

### (1) 質疑の受付

ア 受付期間：令和5年4月17日（月）～令和5年4月26日（水）

イ 質疑の方法：本業務について質疑のある者は、事務局の電子メールアドレス宛に送信すること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

### (2) 質疑に対する回答

ア 回答予定日：令和5年4月28日（金）予定

イ 回答方法：回答予定日に質疑提出者に対して電子メールを送信するとともに、市ホームページにて回答する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

## 7 提案内容等の審査

### (1) 選定委員会の設置

提案内容の審査においては、「玉名市議会タブレット端末導入事業者選定委員会」を設置し、プレゼンテーションを実施する。

### (2) 審査の実施

事務局において参加資格審査を行い、参加資格審査を通過した提案者について、選定委員会において業務実績や実施体制、課題に対する内容について審査する。なお、審査の際、提案者名は開示しない。

### (3) 審査予定時期

令和5年5月12日（金）

### (4) 審査方法

選定委員会には提案者名を開示せず、以下の基準に基づき審査する。

No.	審査項目	配点	重要箇所	最終配点
1	タブレット端末の機能について	5	—	15
2	LTE契約の内容について	5	×2	35
3	補償サービスの内容について	5	—	25
4	紛失・盗難対策・セキュリティについて	5	—	30
5	導入後のサポートについて	5	—	25
6	類似事業の実績について	5	—	15
7	端末機のオプションについて	5	—	30
	小計			175
8	見積額に対する評価	5	—	5
	合計			180

配点	5	4	3	2	1
評価	優良	良	普通	やや劣る	劣る

## 8 提案事業者の選定等

### (1) 提案事業者の選定方法

各提案ごとの選定委員の合計点が最も高い点数の提案者を提案事業者として決定する。

本プロポーザル審査においては、最低基準点を6割とし、提案の審査点数が6割に満たない場合は、審査結果が1位でも採用しない。

なお、同点の場合は、見積価格の低い提案を採用する。

### (2) 提案事業者決定後の手続

審査結果を参加者全員に速やかに通知するとともに、提案事業者を市ホームページで公表する。

契約金額及び審査の概要については契約締結後に公表するものとし、提案事業者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。

### (3) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・実施要領に定められた参加資格等を満たさないとき。
- ・提出等諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- ・プロポーザル手続において、不正行為が行われたことが判明したとき。
- ・予算額の上限を超えたとき。
- ・その他本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

## 9 その他

(1) 本プロポーザルに係る経費は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提案者が提出する提案書は、1者につき1案とする。

(3) 提案者が提出した提案書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、市がプロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。なお、市に提出した提案書等の返却は行わない。

## 10 問合せ先及び提出先

部署名： 玉名市役所 議会事務局

住 所： 〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163

電 話： 0968-75-1155

FAX： 0968-71-0622

メール： gikai@city.tamana.lg.jp